

兵庫医科大学病院 病院長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院規程第3条第3項の規定に基づく兵庫医科大学病院長（以下「病院長」という。）にかかる選考に関して、必要な事項を定める。

(選考時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- 1 病院長の任期が満了のとき
 - 2 病院長が辞職するとき
 - 3 病院長に欠員が生じたとき
- ② 前項第1号に該当するときは任期満了の6カ月前までに、第2号又は第3号に該当するときは速やかに選考を開始しなければならない。

(資格)

第3条 病院長となり得る者（以下「病院長候補者」という。）は、人格、学識ともすぐれ、医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等、医療安全確保のために必要な資質・能力を備え、かつ兵庫医科大学病院の理念に沿い、病院の管理運営に必要な資質・能力を有する者とする。

(病院長候補者選考委員会の設置)

第4条 病院長候補者の選考を行う必要が生じたときは、第2条第2項の規定に則り、理事会の下に病院長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は次の各号に掲げる選考委員をもって組織する。

- 1 理事長が指名する理事若しくは評議員 3名
 - 2 大学運営会議から選出された神戸キャンパス統括担当副学長又は神戸キャンパスに所属する学部長 1名
 - 3 医学部教授会から選出された臨床系教授 2名
 - 4 兵庫医科大学病院中央部門の部長（兼任者は除く）の中から病院部長会において選出された者 2名
 - 5 病院事務部長
 - 6 外部有識者 2名（病院経営、医療安全に関する外部有識者）
- ② 前項第6号の選考委員は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）と特別の関係がある者以外から理事長が選任する。
- なお、特別の関係がある者とは、過去10年以内に本法人と雇用関係にある者又は過

去3年間において、一定額を超える額の寄付金・契約金等を本法人から受領している者若しくは過去3年間において、一定額を超える寄付を本法人に対して行っている者をいう。

- ③ 第1項各号の選考委員は理事長が委嘱する。
- ④ 委員会の委員長は第1項第1号の選考委員の中から理事長が指名する。
- ⑤ 委員会は、第1項第6号に規定する外部有識者の2名の出席を必須とし、かつ選考委員の三分の二以上の出席をもって成立する。
- ⑥ 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ⑦ 選考委員が病院長候補者になったときは、選考委員を辞退しなければならない。
- ⑧ 前項又はその他の事由により、選考委員に欠員が生じたときは、速やかにこれを補充する。
- ⑨ 理事長は委員会の議事内容に疑義があるときは、委員会にその内容について検討することを申し入れることができる。

(委員会の役割)

第6条 委員会は病院長候補者を広く公募し、自薦又は他薦（推薦者は理事会及び評議員会構成員）により所定の推薦書を付して推薦を受ける。

- ② 委員会は、病院長候補者の次の各号の書類審査及び病院長候補者ヒアリングを行い、病院長候補者のマニフェストが適切であるか否か及びその目標達成のための行動計画が明確であるか否かを含め、病院長候補者として適任か否かについて審査する。

- 1 履歴書
- 2 診療業績書（医療安全管理に関する経験、病院の組織運営経験を含む）
- 3 マニフェスト（診療、教育、研究及び病院の管理・運営に対する抱負）
(図表を含め4,000字までとする。)
- 4 学内外の推薦状
- 5 その他、委員会が定めた審査書類

- ③ 病院長候補者ヒアリングは、公開の場で行う。
- ④ 委員会は応募のあった者から、原則として2名の病院長候補者を選出し理事会に推薦する。

(病院長の決定)

第7条 理事会は、前条第4項により推薦された者のうちから病院長を決定する。

(病院長選考結果の公表)

第8条 理事長は、病院長選考結果について、選考過程及び基準に照らした選考の理由を遅滞なく公表するものとする。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、総務部が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 55 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 56 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 6 月 23 日から施行する。

この改正により、平成 18 年 10 月 16 日制定（平成 20 年 2 月 21 日改正）の病院長候補者選考委員会内規は廃止する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

①この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

②この改正により、病院長候補者選挙細則（平成 20 年 6 月 23 日制定、平成 28 年 11 月 10 日改正）は廃止する。

（医療法及び医療法施行規則改正に伴う改正）

附 則

この改正は、2021年9月7日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。